

第 268 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きやっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所  
名古屋市中区金山 1-14-18 金山センタープレイス 5 F  
Tel. 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096  
http://www.maeda-cpa.com/

平成 25 年 10 月 10 日

### 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 267 回

10 月になっても台風が発生し、まさに風に吹かれて一喜一憂しています。消費税率 UP に対しても同じように右往左往しています。

ところで、まだまだ中小企業には円安効果あまりおよんでいませんし、逆に求人は厳しくなり、必ずしもアベノミクスの効果が表れているとはいえない面があります。でも成長できる要素もいっぱいある（税政策を含めて）と思われるので頑張ってください。

すなわちこれまで手がけてきた事業の枠内でも少しの工夫で十分成長戦略を描けるということです。それはたとえば

- ① 購入されるターゲットを見直す
- ② 宣伝の仕方、商品の改造等で、新しい付加価値をつけてお客様に発信する
- ③ 時代に合ったサービスを、商品・製品に付加する etc です

まずあなたの足元から見直してみましょう！！  
ところで、京セラの稲盛氏の言葉の中の 1 つ

仕事でミスしてもやり直せばいいと思う人が少なくない。  
だが 1 つのミスが致命傷となることがある。  
どんな時もやり直しはきかないと考え、1 つのミスも許さない。  
そんな完璧主義を貫いてこそ仕事の上達があり、人間的な成長もある。

→ 厳しいですが心掛けたいものです。

というわけで、あきらめることなく、継続して努力すれば必ず成果は生まれるものと信じます。

### 前田の《今人生を語る》第 172 回

めざめよ日本人<sup>®</sup>

中国メディアの使用する「ザーサイ指数」という言葉をご存知ですか？  
中国を代表する漬物「ザーサイ」の各地の消費量から、その地域の出稼ぎ労働者を推測し、景気状況を判断するときの指標です。

背景には中国各地政府が発表する経済数値には捏造されたものが多く、公式データだけでは正しい経済状況を判断できないので、こういう指数を使って判断する・・・という訳です。

いやはや、まだまだですね、この国は！！

平成 25 年 9 月 4 日、最高裁判所で、非嫡出子（結婚していない男女間の子供）の法定相続分は嫡出子（結婚した男女間の子供）の 2 分の 1 とする民法 900 条 4 号ただし書の規定（以下「嫡出に関する規定」といいます。）が違憲と判断されました。これを受け、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を同等とする民法改正が検討されています。

国税庁では、民法の改正を待たず、前倒しで最高裁判所の決定に伴う相続税の取扱いを公表しておりますので、ご紹介させて頂きたいと思っております。

#### 1. 平成 25 年 9 月 4 日以前に相続税額が確定している場合

違憲決定では、嫡出に関する規定についての違憲判断が「確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものでない」旨の判断がなされたため、平成 25 年 9 月 4 日以前に申告又は処分（以下「申告等」といいます。）により相続税額が確定している場合には、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて相続税額に基づいて相続税額の計算を行っていたとしても、相続税額の是正はできません。また、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて、相続税額の計算を行っていることのみでは、更正の請求の事由には当たりません。

#### 2. 平成 25 年 9 月 5 日以後に相続税額が確定する場合(平成 13 年 7 月以後に開始された相続に限ります。)

##### (1) 平成 25 年 9 月 4 日以前に確定していた相続税額が異動する場合

###### ① 更正の請求又は修正申告の場合

平成 25 年 9 月 4 日以前に、申告等により相続税額が確定している場合において、同年 9 月 5 日以後に、相続人が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由により、更正の請求書もしくは修正申告書を提出する場合又は遺産分割協議が確定したことや遺留分減殺請求などの事由により更正の請求書もしくは修正申告書を提出するときには、改めて相続税額を確定する必要があります。これら新たに確定すべき相続税の計算に当たっては、嫡出に関する規定がないものとして更正の請求又は修正申告に係る相続税額を計算します。

###### ② 更正又は決定の場合

平成 25 年 9 月 4 日以前に、申告等により相続税額が確定している場合において、同年 9 月 5 日以後に、税務署長が、財産の申告漏れ、評価誤りなどの理由により、更正又は決定を行うときには、上記①と同様に新たに確定すべき相続税額の計算に当たっては、嫡出に関する規定がないものとして更正又は決定に係る相続税額を計算します。

##### (2) 平成 25 年 9 月 5 日以後に新たに相続税額が確定する場合

###### ① 期限内申告又は期限後申告の場合

平成 25 年 9 月 5 日以後に相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出する場合には、嫡出に関する規定がないものとして期限内申告又は期限後申告に係る相続税額を計算します。

###### ② 決定の場合

相続税の申告書を提出する義務があると認められる相続人が、当該申告書を提出していなかったことが明らかとなった場合には、嫡出に関する規定がないものとして決定に係る相続税額を計算します。